

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3

Te l 048(737)1489

Fax 048(736)7192

メール : waraji@muf.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>



## 分け隔てなく共に学び育つために 春日部市教委と話し合い、そして……

寒さが続いています、みなさんお元気ですか。冬型の気圧配置が、やっと西から崩れ始めたようです。だんだんに鯨のしっぽ型の天気図になり、やがてそのしっぽが切れて、移動性高気圧になり、三寒四温の日々がやってくるのでしょうか。そうやって迎える入学、進学、新学期を、子ども達が分け隔てられることなく、共に学び育つ第一歩にできるよう、大人たちも動かなければと思います。

今月25日に春日部市教育委員会と話し合います。同市教委とは2002年11月に「確認できる事項」という合意文書があります。その確認に基づき市教委がどんな努力をしてきたのか、私たちが体験している現実はどうなっているか、そして抜本的な改革案について話し合います。ふるってご参加を。

今月24日は県立高校の入試です。あってはならない定員内不合格により浪人させられている生徒達への責任を、高校・県教委は今度こそはたすでしょうか。

国レベルでは盲聾養護学校を「特別支援学校」に再編成し、普通学級にいるLD、ADHD等とされる子ども達を「分離教育」の網の目の一部に組み込んでゆこうという準備が進んでいます。

**TOKO NO.136 の内容** 春日部市教委と話し合います あの確認はどうなってますか 就学指導の抜本的見直しについての提案 続報・宮城県「普通学級が基本」へ 「TOKOへのおたより」ありがとう 分けておいて「交流機会拡大」?! みんな一緒に・埼玉連絡会 どの子も地域の公立高校へ 共育シンポ 誰でも参加できるイベント情報

# あの確認はどうなってますか

## 「共に学ぶ教育」について春日部市教委として確認できる事項 2002.11.28

1. 本来は障害のある子もない子も地域の通常の学級で共に育ち・共に学ぶことが大切であるが、現状ではそこで学ぶための理解や支援が十分に整っているとはいえない状況があるので、親子がそれを望みかつ必要性が認められる場合には、特殊学級や盲・聾・養護学校も用意し、そこでの教育を選択できるようにしている。

2. 現状は、1の通りだが、今後は、市障害者計画の「共に学ぶ教育の推進」を具体化し、「障害のある子どもと障害のある子どもが、分け隔てなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの学校生活をサポートする。」施策を進めてゆく。

3. 本来は、地域の通常の学級で共に育ち・共に学ぶ上でのさまざまな壁や親子の不安・ためらいに応え、支えてゆくための「相談（および支援）」活動と、やむをえず特殊学級、盲・聾・養護学校を選択した親子や就学先に関し専門家の判断を希望する親子に対してのみ行うべき「就学指導」とは、はっきり区別されるべきである。だが、現状では、体制が整わないこともあり、この二つの活動を明確には区別できていない。とりあえずできることとして、就学相談の担当者に対し、通常学級を希望している保護者に対して養護学校がいかに適切どころかを説くといった対応は厳に慎むよう指導してゆく。

4. 現在、市内の通常学級では小学校で1名、中学校で1名の障害のある生徒に教育委員会の予算で補助員を配置している。今後も必要に応じ、緊急雇用対策の予算なども活用して、配置を検討してゆく。  
保護者に対して付き添いの強要はしない。保護者の側から「お手伝いしたい」ということをうかがうことはあるが。

5. 盲・聾・養護学校に就学している生徒も、地域の子どもであり、本来は地域の通常学級で学ぶべき子どもとしてとらえる。したがって、従来のように入ったら高等部を出るまで12年間近所の子ども達と共に学ぶことなく過ぎてしまう現状を見直し、できる限り居住地の小・中学校に交流したり、転籍できるよう、地域の情報を提供しつつ相談・支援を継続できる体制作りを進める。

### 来年度に向けて春日部市教委として検討してゆく事項（保留ということです）

1. 初めから本人・保護者が地域で共に学びたいという意志が明らかな場合にはできる限りその意志に沿った相談に努めるべきであり、一方的に検査等を行って「適切な就学先」を対置するといったやり方は慎むべきである。

（共に育ち・共に学ぶことを大切にゆけば、「認定就学者」としてカウントすべき者は、限られてくる。就学指導委員会による就学先の判断を受け、その判断が盲・聾・養護学校適であった者のうちで「特別な事情」により小・中学校に就学することが適切と認定した場合だけが、「認定就学者」である。）

1: 「本来は障害のある子もない子も地域の通常の学級で共に育ち・共に学ぶことが大切である」という基本に立つなら、文科省がその省令(学校教育法施行令)で示している障害の種類や程度によって適切な就学先をふりわけるとは、まちがいのはずで。

2: 「分け隔てなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討」はその後どうなされたのでしょうか。

3: 「通常学級を希望している保護者に対して養護学校がいかに適切どころかを説くといった対応」が相変わらずまかり通っています。

4: 「今後も必要に応じ、緊急雇用対策の予算なども活用して、配置を検討してゆく。保護者に対して付き添いの強要はしない。」これもなおざりになっていませんか。

5: 「できる限り居住地の小・中学校に交流したり、転籍できるよう、地域の情報を提供しつつ相談・支援を継続できる体制作り」は、まったく手がつけられていないのではないのでしょうか。

春日部市障害者計画に沿って市教委の方針を見直すべきです。文科省の旧態依然とした省令にとられず、「分け隔てなくともに学ぶ」ことを基本とした相談・支援に転換してほしいと思います。

以下は 2003 年 12 月に市教委にも示した案を、若干修正したものです。市教委として、この提案を受け止め、来年度に向け改革プランを立てて下さい。

2005 年 2 月 14 日

春日部市教育長 様

どの子も地域の学校・高校へ・県東部地区懇談会

## 「就学指導」の抜本的見直しについての提案

県の彩の国障害者プラン21では、障害のある人となない人が「同等」になることをめざすこれまでの基本理念を改めて、「分け隔てられることなく」という理念をはっきりさせ、それに基づいて教育の分野においても「共に育ち、共に学ぶ」ノーマライゼーションの方向が確認されました。これに先立ち、昨年からはスタートした春日部市障害者計画においても、「ともに学ぶ教育の推進」として「障害のある子どもと障害のある子どもが、分け隔てなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの学校生活をサポートする。」とあり、さらに「養護学校に通う児童・生徒が地域社会の中で、その一員として豊かに生きることができるよう、自分の住んでいる地域の児童・生徒と居住地の学校とが交流し、ともに学んだり活動をしたりするなどの交流のあり方を研究する。」とされています。

県においては、「ノーマライゼーションの理念に基づく教育をどのように進めるかについて」と題する県特別支援教育振興協議会の検討結果報告が出されました。そこでは障害の種別・程度により教育の場を分けてきたこれまでの就学指導の見直しを踏まえ、「就学指導委員会から就学支援委員会へ」という提案もなされ、県レベルでは規則を改正し、「就学指導」を「(就学に係る教育的)支援」に改めることになりました。

今日、地方分権の時代にあつて、就学指導は基本的には市町村の自治事務であり、国・県の動きを見据えて市町村がいかにかこれを見直すのか、その見識が問われています。御市がこのことに取り組むにあたり、これまで20年以上にわたって「ともに学ぶ教育の推進」をテーマとして活動してきた立場から、以下の提案をさせていただきます。

### 提案

#### 1. 従来の一律の就学判定を廃止し、「共に育ち・共に学ぶ」ことを基本に

これまで「就学指導」において、学校教育法施行令22条の3別表に基づき、障害の種類・程度に応じて、子供たちを「盲・ろう・養護学校が望ましい」とか「通常学級が望ましい」などと一律に判定してきましたが、これをただちに廃止すべきと考えます。その根拠は、これを学校の外の社会に置き換えてみれば、一目瞭然です。たとえば、まず判定ありきとして、一律に「入所施設が望ましい」人や「地域生活が望ましい」人を分ける判定など、存在しようもありません。福祉の分野においても障害の種類・程度に応じて利用可能な制度が異なりますが、「施設に入りたい」とか「ヘルパーの派遣を受けて生活したい」といった具体的な利用申請が出された後、はじめてそれを受ける資格があるかどうかの判定がなされるのです。

利用の申請が出された場合その判定が必要になることはありますが、現在の就学判定は、障害があることによって行政が一方的に生活の場をきめつける差別制度であり、次代をになう子供たちに与える影響ははかりしれないものがあります。ただちに撤廃すべきです。

そのことは、本来はすべての子供たちが地域の通常学級で共に学び、共に育つことをめざすべきであるという基本的な原則を確認することであり、ようやくにして教育におけるノーマライゼーションのスタート地点に立つということでもあります。

#### 2. 「適正就学のための相談・指導」から「共に育ち・学ぶための相談・支援」へ

これによって、これまでの「適正就学のための相談・指導」から「共に育ち・学ぶための相談・支援」へ、ようやく転換できることとなります。これまでは22条の3に基づく「適正な就学の場」の判定を前提として、「本人・保護者の意志」を「適正」な方向へ「自己指導」(誘導)してゆくことが「相談」であるという枠組みになっていました。今後は、「共に育ち・学ぶ」ことを基本として、現状では支援のほとんどない通常学級に行くことに対するとうぜんな不安や悩みとつきあってゆくことが相談の主要な中身になります。また「共に育ち・学ぶための支援」については、これから徐々に創り出してゆかねばなりません。これまで特殊教育で行われてきた障害のある子どもに対する

特別な支援よりも、できる限り他の子供たちも含めた支援をめざす必要があります。そして、学校の中だけでなく、通学や放課後も含めた地域生活全体の中で「共に育ち・学ぶための支援」を考えてゆくことが必要です。

### 3. 特殊学級や盲ろう養護学校で学ぶことを選んだ親子への相談・支援体制を

本来はすべての子供たちが地域の通常学級で共に学び、共に育つことをめざすべきであり、自治体はそのための相談に最大限の努力を傾ける必要があります。しかし、それでも教育環境や主体的条件が整わず、本人・保護者が通常学級で学ぶことは難しいと判断し、特殊学級や盲・ろう・養護学校で学びたいという希望がある場合、それに応えられる体制整備は現状では必要なことです。もとより特殊学級や盲・ろう・養護学校は誰でも入れる学校ではありませんので、本人・保護者の希望により、その利用の適否の判断は自治体の責任で行う必要があります。そのための基準として22条の3別表が存在するのであれば理解はできます。

こうして、特殊学級や盲ろう養護学校で学ぶ子供たちも、本来は地域の通常学級で共に学び、共に育つ権利をもった子供たちであるという認識に立ち、希望により本来ゆくべき通常学級での学習や行事に参加することを支援し、さらに転籍を望む場合は最大限の支援ができるよう、相談と支援体制の整備を進める必要があります。

### 4. 国・県におあずけにせず、市の就学指導委員会条例・規則の改定から

文科省は、中教審の特別委員会から出される予定の最終報告を受け、これまでの特殊教育を見直し、通常学級内のADHD、LDなどと呼ばれる子ども達をもその対象に加えた「特別支援教育」への転換を図るべく、盲ろう養護学校の特別支援学校への転換などを内容とする法改正をめざすとしています。また、県は2003年11月にまとめられた埼玉県特別支援教育振興協議会最終報告を踏まえ、学校(学級)の枠を柔軟にする「支援籍」制度を県単で作るべく、モデル市町村での試行を始めました。

国・県ともに、これまでの「場を分けた教育」への批判を踏まえ、社会のノーマライゼーションの波に対応しようとしています。決定的なあやまちが学校教育法施行令22条の3別表に基づく就学指導の基本については、現状維持でしかない点です。

国・県いずれの動きに対しても、特殊学級や盲ろう養護学校の親や教員から、子供たちがそこを追い出されるのではないかという不安が寄せられています。その不安は理解できます。もちろん、特殊学級や盲ろう養護学校が現在のような閉ざされた場であっていいはずはありません。でもそこを共に学び・育つための支援の場にしてゆくためには、教育委員会が子供たちを障害により振り分ける今の就学指導を改めなくてはなりません。そこを変えないままで「場を分けた教育」を柔軟にしようとしても、ADHD、LDなどと呼ばれる子ども達も含め、より効率的に細かく子供たちを分けることにしかならないのははっきりしています。地域から排除され身を寄せた避難所で、さらに振りわけられ、たらいまわしにされるのかと、特殊学級や盲ろう養護学校の親子が不安を持つのは当然なのです。

そして、国・県がこの学校教育法施行令22条の3別表による就学指導に固執している理由の一つは、もしこれをなくしたら障害児の多くが通常学級に流れ、特殊学級や盲ろう養護学校の教育は成り立たなくなり、市町村からは通常学級の障害児への支援要請が殺到し、収拾がつかない状況になるのではないかという不安です。しかし、実際には、いま国が「脱施設」や「社会的入院の解消」を方針化していますが、現場では遅々とした流れしか生まれていないことでもわかるように、いったん分けられた世界が一緒になってゆくにはきわめて長い時間がかかるはず。国・県の不安は、現実的ではありません。

国・県の動きをただ待っていても、「共に育ち・学ぶ」社会はきりひらかれません。そして、「共に育ち・学ぶ」ことがなければ、「共に働く」ことも「共に暮らす」ことも地域社会に根付ききれないでしょう。

就学指導は市町村の自治事務です。特殊学級や盲ろう養護学校の体制を変えることはできませんが、おしきせの就学指導のありかたを本来あるべき姿に直すことなら、市町村の判断でできるのです。そして、志のある市町村が行動することが、県や国の施策に影響を与え、学校制度をゆるやかに変えてゆく原動力にもなるのだと確信します。

すでに、宮城県では「原則通常学級、例外特殊学級・盲聾養護学校」の方針を固めました。また本県でも東松山市では市長自らが、就学指導委員会を廃止し、就学相談委員会を立ち上げることを提案しています。私たちはこの方向を支持するとともに、本市においても学校教育法施行令22条の3別表に基づく一律の就学判定を改め、共に学び、共に育つための相談・支援体制を、本人・保護者の参加の下に確立することをめざすよう提案したいと思います。

# 続報 宮城県・「普通学級が基本」へ



宮城県・浅野史郎知事

## 障害児の統合教育 宮城県が将来構想 専門家評価：施設整備などが課題

障害児と健常児との統合教育を目指し、宮城県が14日に公表した県障害児教育将来構想について、専門家からは「差別意識がなくなる」と評価する声が上がっている。一方で、保護者への十分な説明やハード整備などが課題として指摘された。

「統合教育の実践」などの著作がある帝京平成大の山本和儀教授（地域リハビリテーション学）は「障害のある子どもと、ない子どもと一緒に学ぶことでしか得られないものは多い。お互いに心の優しさが育ち、差別意識がなくなる。理念としては大変素晴らしい」と称賛する。

課題について山本教授は「障害児と健常児の保護者が一緒になって統合教育を進める雰囲気をつくり出せるかどうか。県教委は、保護者への説明にも力を入れるべきだ」と語る。教員の増員などで費用がかかるとされるが、「ボランティアを活用するなど、工夫次第でさまざまな逃が開ける」と助言する。

「一つの教室の中で障害児と健常児と一緒に学ぶのが理想の教育。宮城県の構想はそれに沿ったものであり、ほかの自治体への波及も励みになる」。市民団体「障害児を普通学校へ・全国連絡会」の徳田茂代表＝金沢市障害児保育施設「ひまわり教室」代表＝も構想を歓迎する。

子どもたちを「分ける」教育では、助け合うという気持ちが育たないというのが、徳田代表の持論。「若者は障害者を過度に『かわいそう』と思ったり、『怖い』と思ったりする傾向がある。一緒に学びあい、課題を乗り越えることが必要だ。」と語る。

学校に障害者用のトイレやエレベーターを設置することも必要になる。「施設整備は全国的に進んでいない。普通学校の教員が障害児教育について専門的な技術、知識を身に付けることも必要だろう」と徳田さんは強調する。

## 県統合教育構想 ともに学ぶ理念評価 環境整備に不安の声も

県教委が十四日に公表した県障害児教育将来構想は、障害児が地域の小中学校で学ぶ統合教育を目指す内容。教育関係者からは構想を高く評価する声が出るとともに、「果たして十分な教育環境を整備できるのか」といった疑問や不安の声も上がっている。「障害の有無にかかわらず子どもが一緒に学ぶというのは、世界的な流れであり、（県内でもやっと実現に近づくように思える）」と評価するのは、市民団体「障害児を普通学校へ・全国連絡会」の世話人を務める石川雅之さん（仙台市青葉区）。

「障害の重い子どもでも普通学校で学べる環境を整える必要がある。県教委は今後「分離教育は不自然」という姿勢を強く打ち出してほしい」と希望する。

県立光明養護学校（仙台市泉区）の石川健校長は「障害児が生まれ育った地域で教育を受けるのは歓迎すべきこと」と基本理念に賛同した上で、「一人ひとりの障害の程度に応じた教育が重要になる。小中学校教諭の研修の場になるなど、養護学校にも新しい役割を求められるのではないかと話す。

慎重な実施を求める声もある。県特殊教育諸学校PTA連合会の斎藤孝吉会長（蔵王町）は、「障害児に必要な専門的教育を小中学校でどの程度できるかが心配。障害児によっては、養護学校での教育の方が効果大きい場合もある」と指摘。県南地方の小中学校長も「障害児が抱える課題はさまざまで、きめ細かな対応が必要。普通学級への在籍が必ずプラスになるとは限らない場合も出てくるのではないかと心配する。

宮城教育大の中井滋教授（障害児教育）は「教員増員や障害児用の教材整備などの財源確保と、保護者らの理解をどう得ていくかが重要。急がず地に足をつけて取り組んでほしい」と注文する。

## 白石県教育長 委員会説明 財源確保が一番の問題

14日の県議会文教警察常任委員会で、白石県教育長は県障害児教育将来構想中間案について、次のように説明した。

基本構想を実現するための課題は何か。

「一番の問題は財源の確保。障害児が普通学級で学ぶ場合、教員の増員や校舎のバリアフリー化が必要。現状では障害児や保護者の希望通りに進めるのは困難だが、段階的に取り組みたい。」

来年度はどのような事業をするのか。

「2003年度から石巻、岩沼市、東和町で障害児が小学校の普通学級で学ぶ調査事業を展開している。そのモデル事業を段階的に増やして各地域で展開し、課題を解決しながら全県的な取組みにしていきたい。」

養護学校の今後の在りかたは。

「県教委には養護学校の法的な設置義務があるので、当然存続する。文部科学省が養護学校の制度見直しを進めており、国の動向を踏まえながら、検討していくことになる。」

浅野史郎知事は、知的障害者入所施設の「解体宣言」をしている。関連性はあるのか。

「障害のある人もない人も地域でともに生きていこうという方向性は同じだ。」

将来的には、養護学校高等部(高校に相当)に在籍する生徒も対象となるのか。

「議論はしたが、義務教育とは違うという見方がある。結論はまだ出していないが、現時点では義務教育段階だけで進める予定だ。」

(以上 河北新報 2004.12.15)

## 2004年12月17日 第725回宮城県教育委員会会議録より同県教委の説明

### (1)「宮城県障害児教育将来構想」中間案について

(説明者:障害児教育室長)

本県における障害児教育の今後の在り方を検討するため、平成14年度に宮城県障害児教育将来構想策定委員会を設置し、平成15年3月に同委員会から提言を頂いた。これを受け、本県の障害児教育の将来構想についてこれまで検討を進めてきたところであり、今回、その中間案の取りまとめを行ったものである。

将来構想(中間案)の概要については、この構想の基本理念を「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を展開する。」とした。このような基本理念を掲げることとした理由は、障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し支え合って共に地域社会の中で生活していくことを目指す必要があり、学校教育としてもその土台づくりを担い、また、それが子どもの人間形成の上でも極めて重要と考え、これまでの障害児教育の成果の上に立って、共に学ぶことを進めていく必要があると考えたものである。

この基本理念の目指す姿のイメージとしては、まず、小・中学校の学齢期の全ての子どもたちは、基本的には地域の小・中学校に学籍を置き、障害のある子どもも含めて学級編制が行われることになる。そして、障害のある子どもが在籍する学級には、必要に応じて教員が複数配置され、チーム・ティーチングにより授業が行われる。また、必要に応じて、障害によって生ずる教育的ニーズに対応するため、学習支援室という教室が設置され、障害児教育の知識経験を有する教員の下で、障害のある子どもが必要な学習を行うことができる、といった学習システムが整備されている、というものである。

このような学習システムを整備することによって、障害のある子どもも障害のない子どもも可能な限り同じ学級に在籍し、共に学ぶ環境づくりを進めながら、障害によって生ずる教育的ニーズにも対応していく、ということを進めていきたいと考えている。

次に、この構想の性格について、この基本理念は高い目標であり、当然ながら直ぐに実現できるものではない。障害児教育制度や人材の確保、財源の確保など多くの課題を解決する必要がある。

そのため、この構想は、基本理念を目指しながら、そこに至るための今後10年間の施策の方向性を明らかにしようとするものであり、可能なところから段階的に進めていきたいと考えている。また、構想の対象は、主として義務教育期間と考えている。

次に、視点については、これらを常に念頭に置いた上で将来構想を進めていきたい、という趣旨である。1点目は、障害の有無によらず、全ての子どもが学び育つ機会を保障する、2点目は、ハード・ソフト両面にわたって教育環境の整備を進め、段階的に理念の実現を図るというものである。

次に、基本理念を目指す目標については、4点に整理している。第1点目は、障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する。第2点目は、市町村における就学支援体制を整備する。第3点目は、共に学ぶ教育に関する理解を促進する。第4点目は、小・中学校を支援するため、障害児教育機関の支援機能を整備するとしている。

次に、具体的な施策について、施策体系のとおり、現状、課題を整理し、目標毎に具体的な施策と想定される事業を記載している。このような事業に取り組みながら、共に学ぶ教育を進めたいと考えている。主なものとしては、目標1では、先程申し上げた教員の複数配置と学習支援室の設置、共に学ぶための指導内容や指導方法の確立、人材の育成など。目標2では、市町村等教育委員会への支援。目標3では、市町村等教育委員会、学校現場、児童生徒の保護者をはじめとする地域社会における理解促進。目標4では、小・中学校に対する盲・聾・養護学校の支援機能の充実、などを掲げている。

最後に、今後のスケジュールについて、12月17日から1ヶ月間パブリックコメントに関する手続きを行い、広く県民から意見を求めながら内容の検討を行った上で、年度内に策定したいと考えている。



## 「TOKO へのおたより」 ありがとうございます(順不同、匿名)

1. いま在籍している学校・学年、会社、施設など
2. 近況や課題
3. TOKO今月または過去のTOKOについての感想
4. (省略)
5. その他

### Aさん

1. 養護学校中2 2. 居住地校交流学級の充実 5. いつもありがとうございます。夜間の専門学校に通学始めましたので、なかなか時間がありません。次男の教育問題も手がかけられずにいます。

### Bさん

1. 県立高校1年 2. 音楽部に所属し、朝は7時前後に家族の車で登校。帰りは20時ごろ。学校前からバスを利用し、さらに電車で一人で帰宅しています。地元駅の歩道の整備を町会と個人とで市へ要望したところです。3. 普通学級への就学希望のお子さんの思いはよく理解できます。子どもにとって一番よい方法を貫いてください。親は時には犠牲になることも必要だと思います。

### Cさん

1. 小学1年 2. わが子は小学1年になり、学童にも入っています。障害のある子どもが学童の中で(かわりあいや存在が)どうあるべきかを、父母会で話し合ったりしています。私はふつうに接すればいいのと思います。3. 「分ける」ことによって、その子は特別な存在になってしまうと思います。5. おしゃべり会になかなか行けず申し訳ありません。

### Dさん

1. 中学1年(普通学級) 2. 中学校は小学校とちがって、子ども達、特に女の子は心の冷たい意地悪な人たちが大多数です。助けてくれる人は一人もいません。それだけに、一人でできる力をつけていかなければ、とてもやっていけません。わが娘は意志の強い子なので、このような環境の中でも、学校と勉強が大好きと言っています。3. 毎回とても貴重な情報をいただきありがとうございます。これからもよろしく願い致します。

### Eさん

1. 中学3年 2. いよいよ義務教育最後の年になりました。3月には進路も決まると思います。(決まったらご連絡します。) 高校も決まってないのに、現在は「京都の大学に進学して、日本史を勉強したい。」という将来の希望を持っているようです。NHKの大河ドラマの大ファンで、心は新撰組から義経に移りつつあります。5. 実は我が家のコンピューターが添付ファイルを全部はじいてしまうので(ウィルス云々の設定のせいらしいです)、HPに接続して記事を読めるようになればベストなのですが...。わらじのHP(あるんでしたっけ?)にTOKOの記事がUPしてあれば、それを読ませていただきます。

### Fさん

1. デイケア施設 2. ここ何年、何の変化もない毎日です。3. 成人になって未来が見えない毎日ですが、過去普通学級へ近所の子と通ったことだけは間違っていないと断言できるのが、TOKOを読んでいる理由かな。5. なかなか参加できずにいますが、いつも「みんながんばれ」と思っている。

### Gさん

1. 小学4年(特殊学級) 2. 市内では「特殊学級を守る会」というのを作り、中教審や国に働きかけています。もし(たぶんそうなるかもしれないが)特殊学級がなくなったとしても、市独自で今まで通り現状維持の特殊学級を守ろうとがんばっています。2. 幅広い情報が聞けて、助かっています。5. いつもTOKOを送付して頂いてありがとうございます。

### Hさん

1. 幼稚園 2. 第2子は広汎性発達障害と診断されています。4月に就学を控えています。10月に就学時健

診を普通の子と一緒に受けましたが、その後何も連絡がありません。療育機関の医師には、特学が適当と言われましたが、普通級に行かせるつもりです。ただ入学後のことが、心配です。 3.「障害児も普通学級へ」の考えに勇気付けられました。 5.同じ幼稚園の保護者経由で、就学に関してメールをいただいたり、白倉さんから直接電話をしてもらったりしてアドバイスを受け、ありがとうございました。今後も相談にのって頂けたらうれしいです。

#### Iさん

1.小学1年(普通級) 2.4月より希望通り普通級へと入学しました。担任は1人、介助員なし、で通学班登校、下校のみ途中までむかえに出ています。学校には行ってよかった！と心から思っています。友達も沢山できました。授業にはまったくついていけないので、2年、3年となるにつれ、学校側から特学へ、養護へと言われると思います。その時どうするかがこれからの課題かなと思っています。 3.毎回ためになると思います。 5.毎回送っていただき、ありがとうございます。なかなかおしゃべり会に行けなくて残念です。今年の今頃はおしゃべり会でみなさんのお話を聞いて、ためになり、はげまされ、勇気が出ました。次回こそぜひ行きたい！と思っています。

#### Jさん

1.デイケア施設 2.12月末にU女子高校の校長先生に、Yさんの体験入学の要望に行ってきました。私はソファのふわとした寝心地よさに眠っていました。14年前と変わらない「学校現場」。能力・適性、点数主義を打ち破るカギは「あたりまえに地域で生きる」関係力でしょうか。 3.いつもありがとうございます。豊富な内容です。 5.「語り伝えてゆくこと」今年の課題ですね。よろしくお願いします。

#### Kさん

1.養護学校勤務 2.特別支援教育が養護学校の中でも、「どの子ども」の運動に対しても、迫ってくる。学校教育全体がますますかわされてゆく。顔をつきあわせて、語り合っ、手作りで、とのんきな願望だけはありませんが、また今年も振り回されるのでしょうか！ やっぱりかちとりたい、高校入学！！ 3.新しいニュースの経過や視点を、要点をまとめて伝えてくれるので、ありがたい。

#### Lさん

1.市立保育所・年中 2.年少より保育所に入り、先生方の御指導、そしてなにより沢山のお友達に囲まれての生活で、とても成長し、おしゃべりも上手になってきました。今年は就学に向けて準備の1年。学区の普通学級へと考えています。それに向け身につけられることはひとつでも多くと思っています。

#### Mさん

1.中学2年(普通学級) 2.送り迎えだけの親には、まして思春期で親には話したくないことだらけの娘なので、学校での様子はわかりづらいですが、友達との関係、成績のこと等、本人悩むことは多いようです。始終鳴っているメールの着信音、友達と何を相談しているのか。親も子ども迷いの多き1年となりそうです。 3.毎号うなずいたり、「なるほど」思ったり、エーと驚いたりしながら、勉強させていただいています。 5.来年は中3で受験生です。いろいろな方に助けて頂いたり、相談にのっていただいたりしています。障害児に対しての情報の少なさ。学校の先生は(考えれば普通の子しかいないのであたりまえです)、全然情報を持っていらっしゃいません。

#### Nさん

1.私立高校3年 2.お正月はスキー場で、今年、バッチテスト2級を受ける練習を5日間した。卒業後の進路が冬休み中に決まったので、冬休みは有意義に過ごした。1年後の進路が心配。 3.いろいろなことがわかってとてもよい。



どの子ども地域の公立高校へ・みんな一緒に普通学級へ

## 坂戸集会

2月19日(土)1時30分～4時

坂戸勤労福祉センター 049-284-5871



LD・ADHD で生活などに「著しい障害」

# 児童生徒の1割

県教育局調査 支援態勢確立急ぐ

県教育局は六日、県内公立小中学校で学習障害(LD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症の可能性のある児童生徒の実態調査を初めて実施した。

「学習や生活面で著しい困難を示す」と判断された児童生徒は、調査した十八万六千八百八十人のうち10.5%の一万九千五百五十五人だった。文部科学省の全国調査では、該当の児童生徒は6.3%・埼玉県は全国比では高い数値となっており、県教育局は教職員の理解や専門性を高めるためマニュアルを作成し、支援態勢の確立を急ぐ考えだ。

調査は昨年七月から九月にかけて実施。小規模校数校を除く公立小中学校千二百四十三校の全クラスから男女五人ずつを選び、文科省調査と同じ質問を使い、担任らが判断した。質問は「学習面」「多動性・衝動性」「対人関係やこだわり」について、それぞれ二十から三十項目。得点が一定段階になると「著しい困難を示す」と判定される。

「著しい困難を示す」と判定されたのは学習面で7.23%、多動性・衝動性で5.70%、対人関係で1.40%。いずれも小学校低学年で高い数値を示した。また男子15.0%、女子6.0%と、男子は女子の二倍以上だった。

LDは計算、読み書きなど特定の学習に困難を示す障害。ADHDは注意力や落ち着きがなく、教室でじっと座ってられないなどの特徴がある。知能に遅れはなく、一見すると問題がないように見えるため、「やる気がない」「わがまま」と誤解され、孤立したり、不登校になる子どももいるという。

同局特別支援教育課は「長所を伸ばすなど個別指導が必要。つらい思いをしている子どものことを先生が認知することが大切」と話している。

夏休みにこっそり行われたこの調査に、昨年8月の埼玉障害者市民ネットワークの「総合県交渉」で、以下のようにいっぱい疑問や批判が出されていました。

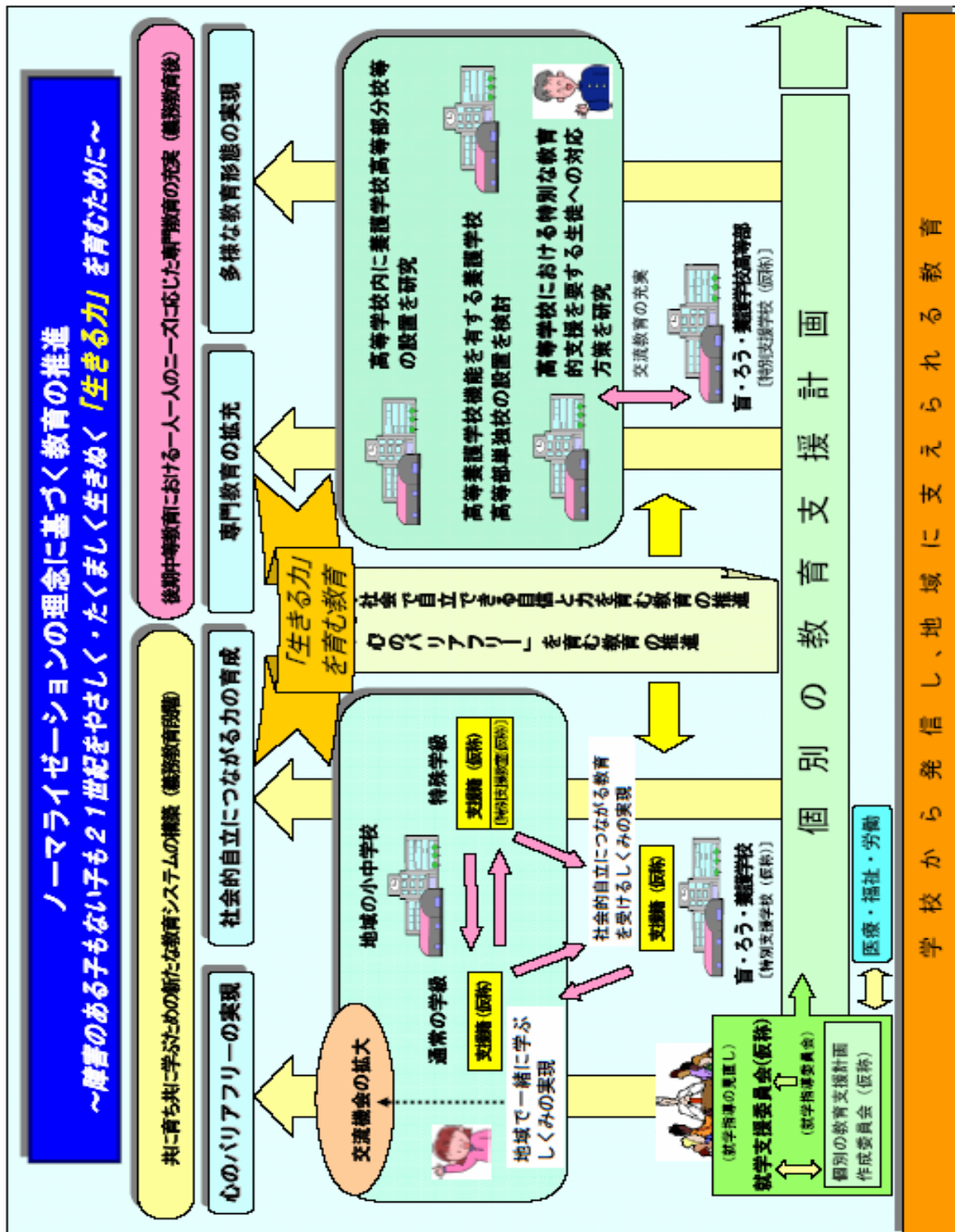
「この調査票は児童生徒の人権に十分配慮すると書いてあるが、調査すること自体が人権侵害」、「学校で先生が困っていることと、病名をつけてくりだすのは別問題」、「調査の目的のひとつに、そういう子をくり出すことで教職員の理解を深めるということが拳がっているが、教職員にこの子は特別という意識を植え付ける。どうやって付き合っていけるようになるかが大事なのに。」、「いっぽうで通常学級に学んでいる身体や知的の障害児を無視し、もういっぽうで新しい障害児を作り出すもの」、「職員の研修のためというが、だいたい研修というと、障害の程度はこうだという話になり、そうなるとこの子は分けて特別な教育をという話になりやすい。分ける方向に行くだろうと思う。」、「支援籍で居住地交流がやりやすくなるのかと思っていましたが、この間の流れを見るとまるで逆で、普通学級にいる困った子どもを支援籍ということで追いやろうとしている。」などなど。

予想通りの展開になりつつありますね。それにしても、協力した教員たちの「人権感覚」は?!

# 高等養護学校、LD・ADHD...さらに分けておいて 「交流機会の拡大」?! (埼玉県教委ホームページより)

彩の国障害者プラン21では、「分け隔てられることなく」を「ノーマライゼーション」の定義として、基本理念に盛り込んだのに、県教育局は元に戻してしまいました。これって背信行為じゃないの？

(埼玉県特別支援教育課の URL は<http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BN00/hp/top.htm>)



イラストについては、©はに 画「スクロールカット」から一部使用しました。

# みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会のホームページより

<http://tomonimanabu.hp.infoseek.co.jp/>

こちらは「みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会」および「どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会」のホームページ。中学校の普通学級に通う障害のある娘さんをおもちのお父さんが、夜なべして立ち上げてくれました。その一部をご紹介します。前のページの図とくらべてください。

「みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会」はこんなことを考えています

## 1. 「分け隔てられることなく共に育ち学ぶ」が基本姿勢です

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する付帯決議にある「障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できることを基本とする」「障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受ける」が私達の基本的な姿勢です。

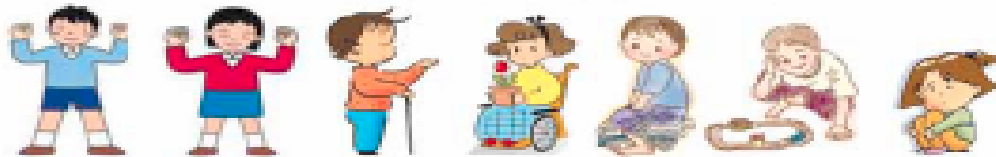
① 全ての子どもは分け隔てられることなく、地域の学校の普通学級に入学をする。(籍をおく) その上で、本人と保護者の希望により「盲ろう養護学校」「特殊学級」を選択することもできる。



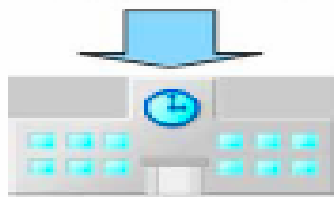
生まれてきた命の重さは皆同じ、誰も分けることはできない！



地域の小学校の普通学級への入学

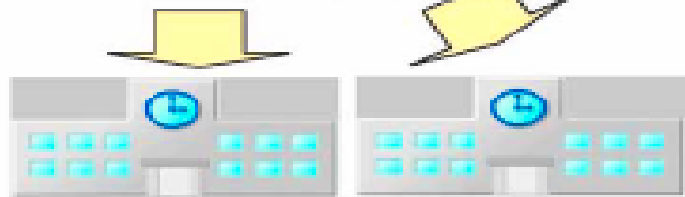


原則はみんな一緒



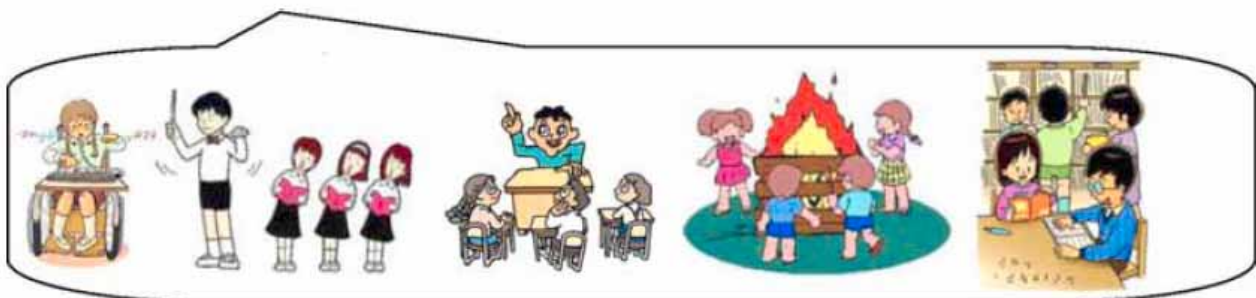
地域の学校の普通学級

本人と保護者の希望

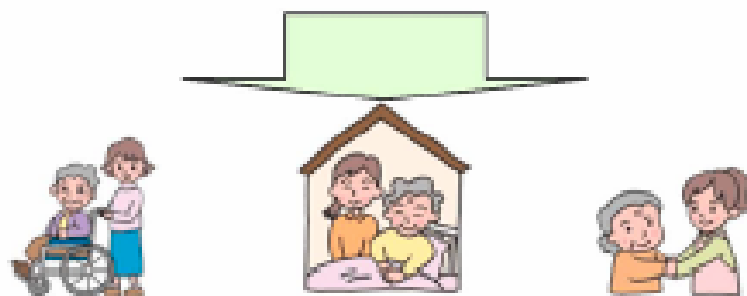
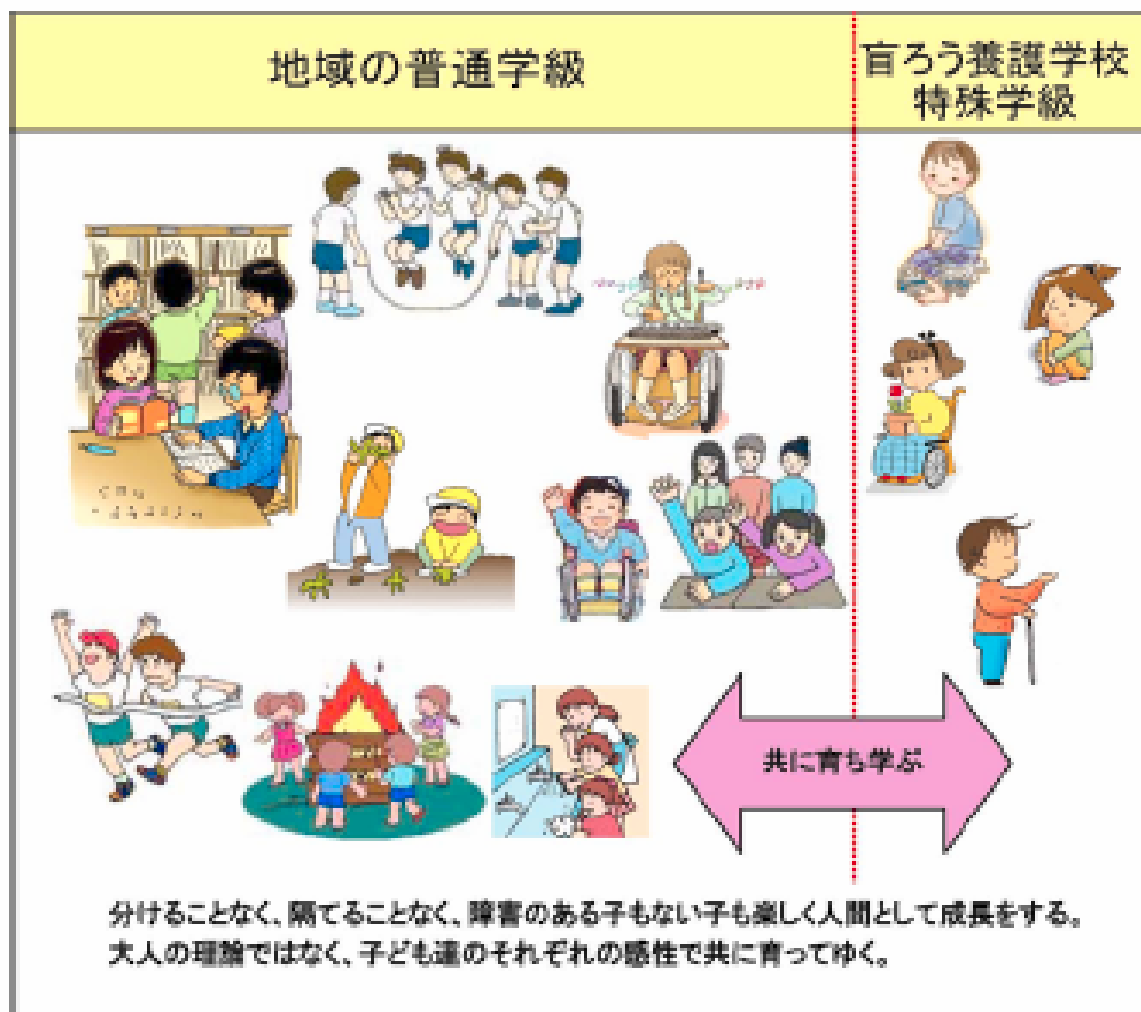


特殊学級

盲ろう養護学校



- ② 普通学級で学ぶ障害のある子も含め、全ての障害のある子どもは国の支援の対象とする。障害のある子も障害のない子も、みんな一緒に育ち、学び、共に人間として成長する。地域で障害のある子どもが共に生きる社会は、お年よりも地域で安心して暮らせる社会になる。



地域で共に安心して暮らせる環境ができる。子どもの頃からの経験で、地域のなかで弱い人を支えることができる。

## PUONが実施のイベント「今年こそ入学実現を！」

### 今年こそ高校入試です！今年こそ入学実現を！

……高校現場の先生達に受験予定の人に対する理解をいっしょに過すことに対する理解を持つてもらったために、研修という形で体験通学の実施を要求してきました。しかし、教育局側は能力適性論が強まり、研修についても、まず管理職を対象に、障害者を受け入れていく高校を見学するという回答でした。障害者と実際に出会い一緒に過ごすことが、生徒にとっても教員にとっても必要であると主張しましたが、今年度2名の障害者を受け入れた飯能高校を、浦和一女高と大宮商業高の校長、教頭、田部井主席、浅海主事で見学(研修)することになりました。授業の様子を見たり、求職と一緒に食べたり、管理職や担任から話を聞いたりして来たといっています。

その後体験通学を行ってほしいといっしょに受験先の校長に会いに行きました。小中学校で普通学校で学んできたこと、なぜ障害のある子どもにも一緒に育つことが大事なのかといったことを、身近にいる支援者も一緒に行き校長に話してきました。一般の教員が受け入れ高校(見学 研修)に行ったり、校内研修を行ったりなど、拡がりは見られますが、そのことが今回の受験者の受け入れにつながってゆくように願うとともに、さらなる高校や教育局へのはたらきかけが必要です。

また、新年が明けてまもなく上田知事にも会見し、障害があっても高校で一緒に学ぶよう訴えてきました。

**今年度の受験者** 4年間も浪人を余儀なくされてきた斉藤君は、最近上尾から大宮へ転居し、より大宮商業へ近くなり、今も校門の前を通ると必ず高校のほつを指差しているといっしょに、入学への希望の強さを感じます。

3年目の受験となる山田さんは、浦和一女高校も何回も出かけ、また交渉のほか教育局にも出かけ、五十嵐課長達にもアピールしています。浦和一女での体験通学も実現することになりました。

ホットラインで相談のあった受験者のみなさんとも連絡をとりあってみました。みなさん揃って入学が実現するよう願っています。

後期模集 2月24日学力検査 25日面接 3月4日発表  
発表の日にはみんなで受験先高校や高校教育指導課行きましよう

# 共育シンポジウム

## 共に育ち・学ぶ、保育・教育を考える～

新座市の障害者計画には、「誰もが分け隔てられることなく日常生活を送ることができる社会の実現を目指し、地域の保育園、幼稚園、放課後児童保育室、学校等で障害のある子どもが、障害のない子どもたちと共に学び生活できるよう環境整備を推進します。」とあります。

私たちは新座市・教育委員会・社会福祉協議会とも連携して、共に育ち・学ぶ子どもたちの現場での課題を把握し、必要な支援策を検討してきました。策定から5年目を迎え、障害者計画見直しの年にもあたり、共に育ち・学ぶ環境整備へ向けた具体的な事業を盛り込む必要を感じています。市民、行政、関係機関等、多くの方々のご来場をお待ちしています。

**日時** 2005年2月20日(日)午後1時開場/1時半～4時半  
**場所** 新座市福祉の里 講義室 (TEL048-481-2910)  
**資料代** 500円 / 保育ボランティアいたします

### 内容

#### 挨拶 / 基調報告

**ビデオ上映** / 市内に住む障害をもつ子どもたちの  
家庭・地域・幼稚園・学校等での生活記録

#### シンポジウム「共に育ち学ぶことを支えるシステム」

畑野菜歩/奥村凌也/井ノ山正文/木下佳子  
コーディネーター 木村俊彦

#### 感想・意見発表



**主催** キャベツの会・新座共育研究会 **連絡先** TEL/FAX 048-479-3799 ぷらっと内

**後援** 新座市、新座市教育委員会、新座市社会福祉協議会

**協力団体** NPO法人新座市障害者を守る会、新座市身体障害者福祉会、社会福祉法人にいだ、埼玉県難聴者・中途失聴者協会  
新座支部、新座市自立を考える「障害者」の会、新座おやこ劇場、NPO法人新座子育てネットワーク、新座市視力障害者友の会、  
新座自然塾、NPO法人ふくしネットにいだ

# 誰でも参加できるイベント情報 2月・3月

- 2月 14日(月) どの子ども地域の公立高校へ埼玉連絡会事務局会議  
午後8時 ペんぎん広場
- 16日(水) 障害者の職場参加を語る会  
午前10時 職場参加活動センター  
障害者の地域生活確立を求める全国大行動  
12時 東京都港区芝公園3-2集合  
こちらからはせんげん台駅 10:38 発の区間準急で出発。
- 17日(木) 基礎セミナー・生活支援「制度があればなんとかなるわけじゃない」  
(現場報告・吉田弘一さん 講師・尾池雅之さん)  
午後1時半 はあとねっと輪っふる  
岸町夜塾「街でワイワイガチャガチャ、せめぎ合い.....生きること」  
社団法人・埼玉障害者自立生活協会の見直し作業から見えること  
(話し手：山下浩志さん)  
午後6時半 はあとねっと輪っふる
- 19日(土) みんな一緒に普通学級へ・どの子ども地域の公立高校へ 坂戸集会  
午後1時半 坂戸勤労福祉センター
- 20日(日) 共育シンポジウム ~共に育ち・学ぶ保育・教育を考える  
畑野菜歩さん/奥村凌也さん/井ノ山正文さん/木下佳子さん  
コーディネーター 木村俊彦さん  
午後1時半 新座・福祉の里
- 25日(金) 春日部市教委と話し合い  
午前10時 春日部市教育センター2階
- 26日(土) 県立大学公開講座「障害者就労支援におけるジョブサポーターを考える」  
午後1時半～ 県立大学研修棟  
講師：朝日 雅也さん(埼玉県立大学講師)  
河崎 誠司さん(東松山障害者就労支援センター)
- 27日(日) 社団見直し特別委員会全体会(最終報告まとめ)  
午後1時半 埼玉県障害者交流センター  
終了後、交流会
- 3月 4日(金) 県立高校後期入試合否発表  
午前8時半 受験先高校へ  
合否確認後、県教育局へ報告に
- 6日(日) CIL わらじ総合協議会臨時総会  
午前10時 ゆっく武里
- 7日(月) 教育の欠格条項をなくす会準備会  
午後6時半 ウィズユーさいたま
- 11日(金) 社団・ネットワーク合同事務局会議  
午後1時半 春日部(会場未定)
- 14日(月) どの子ども地域の公立高校へ埼玉連絡会事務局会議  
午後8時 ペんぎん広場

くわしくは 黄色い部屋 018-737-1489 Fax048-736-7192 までお問合せください。

